

2020年 4月 13日

滋賀県議会各派代表者様

日本共産党滋賀県議会議員団

団長 節木三千代

幹事長 杉本 敏隆

議会の民主化等の提言について

日本共産党滋賀県議会議員団として、議会の民主的運営と、議員の質問権を保障する立場で以下の点で提案します。

1 議会人事について

議会人事の基本は、憲政の常道の立場に立ったうえで、次の基本でルール化すべきと考えます。

議長 第1会派

副議長 第2会派

監査委員 議員平等の原則にもとづいて基準を設定すること。

- 2 交渉会派を3人以上とすること。ただし、総務大臣に届け出の政党所属議員であり、かつ当該政党名を呼称または表示する場合は2人以上でも交渉会派とすること。
- 3 各派代表者会議は、各会派の代表1名をもって構成すること。
- 4 質問時間は、議員の発言時間を保障するために、現在の一般質問、1人年間120分以内を見直して、増やすこと。
- 5 質疑・関連質問は、一般質問とは別に質問時間をもうけること。
- 6 請願及び陳情について、請願者及び陳情者の意見を述べる機会を設けること。
- 7 議会広報（滋賀県議会だより）について、現行方式から、各議員の質問と答弁が明確になるよう改善すること。
- 8 政務活動費は、収支報告書・領収書等をホームページ公開し、透明化をはかること。
- 9 政務活動費での海外視察はおこなわないこと。
- 10 特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査、調査のためにその都度設置されるものであることから、必要性に応じて設置すること。とりわけ、新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響が甚大な状況において、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」の設置を求める。